



相続人がいない場合の遺産の行方

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■人が亡くなると、皆さんご存じのように、配偶者や子ども、兄弟姉妹などの相続人に対する相続が発生します。では、相続人が全くいない場合、つまり、「相続人不存在」の場合、故人が残した財産はどのように扱われるのでしょうか？

■相続人不存在が判明した場合、通常、家庭裁判所より遺産を管理するための「相続財産管理人」が選任されます(多くの場合、弁護士などの法律専門家が選任されます)。相続財産管理人は、①相続人が本当に存在していないかどうか、②故人に対してお金を貸したりしていた人(相続債権者)がいないか、などを調査し、必要な支払いがあるかどうかを確定します。そして、すべての必要な支払いが終わったうえで、残った財産があれば、それらは国庫に帰属することになります。

■このように、相続人となるような身内がない場合、遺産は最終的に国のものとなってしまいます。そこで、身内ではないけれどお世話になった人がいるという方や、遺産を引き継いでもらいたい人がいるという方については、あらかじめ「遺言書」を作成しておくことをおすすめします。遺言書を書くことによって、相続権がない人に対しても、「遺贈」(遺言で贈与すること)を実現することができるようになります。

■生涯未婚率の上昇や、独居の高齢者の増加により、相続人不在の状態は今後さらに増えていくものと予想されます。死後の財産の行き先についても自らの意思を反映させるために、遺言書を作成しておくことは、ますます重要になってくるのではないのでしょうか。

■さて、当事務所では、今回紹介した相続や遺言に関する法律相談をはじめ、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入居施設等への出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-33383-8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-33383-5563)でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

1月10日は「110番の日」 110番は緊急通報専用電話です。適正な利用を！

■110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です

・110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します

慌てず落ち着いて教えてください。警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

また、110番通報のほか、耳や言葉の不自由な方や、声を出せない状況にある方がインターネットに接続可能な端末のEメール機能を利用して緊急通報するシステム「メール110番」もあります。

通報するときには「事件・事故の内容」のほか、「住所や目標となる建物」、「メールアドレス」を正しく入力してください。

・緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続に関する照会等

最寄りの警察署、交番・駐在所の電話

相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル

「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

ダイヤル回線電話、IP電話等で短縮ダイヤルが利用できない場合は、下記の番号におかけください。

函館方面本部……………☎0138-51-9110

【問い合わせ】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110